

平成22年第6回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成22年10月21日 開会

平成22年10月21日 閉会

東吾妻町議会

平成22年東吾妻町議会第6回臨時会会議録目次

第1号（10月21日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	5
○議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	12
○議案第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	29
○閉会の宣告	41

平成22年東吾妻町議会第6回臨時会

議事日程(第1号)

平成22年10月21日(木)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 2号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第3号)案
- 第 5 議案第 3号 物品購入契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大冢広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	高橋義晴君
教育長	高橋啓一君	総務課長	高橋春彦君
企画課長	武藤賢一君	保健福祉課長	先場宏君
町民課長	本多利信君	税務会計課長兼会計管理者	加辺光一君
産業課長	轟馨君	建設課長	渡辺三司君
上下水道課長	佐藤喜知雄君	事業課長	蜂須賀正君
教育課長	角田輝明君		

職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議会事務局長	水出悟
議会事務局 主任	角田光代	議係	

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） 本日は大変ご苦労さまです。

10月も下旬に入り、すっかり秋らしくなってきました。

ここに平成22年第6回臨時会が招集されましたところ、公私共にご多忙の折、ご参集を賜り、開会できますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

本日の平成22年第6回臨時会には、東吾妻町あづま温泉桔梗館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを初めとして3件が付されております。十分な審議をお願いしたいと思います。

また、本臨時会は議会基本条例施行後、初めての本会議となります。議員各位並びに執行部各位におかれましては、特段のご協力をいただけますようお願い申し上げまして、開会に当たってのあいさつといたします。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴されるようお願いいたします。

傍聴席にございます議案書等の傍聴用資料は、お帰りの際には必ずお返しくさせていただきますようあわせてお願い申し上げます。

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成22年第6回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

10月も半ばを過ぎ、明後日には二十四節気の一つ、霜降を迎えます。秋色も日ごとに深まり、朝夕の冷気を実感する季節になりました。議員各位には何かとご多忙のところご出席を賜り、ここに開催できますことに対し厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会では、東吾妻町あづま温泉桔梗館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）案について及び物品購入契約の締結についての議案についてお願いするものであります。

提案理由につきましては、別に説明させていただきますが、慎重審議の上、ご議決くださいますようお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。どうぞよろしくようお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成22年第6回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は会議規則第118条の規定により、10番、中井一寿議員、11番、上田智議員、12番、橋爪英夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第3、議案第1号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、あづま温泉桔梗館の管理運営を指定管理者にゆだねるために必要な一部改正でございます。桔梗館は現在、一部を除いて直営で運営されておりますが、総合計画・集中改革プランにもあるとおり、行政運営の効率化やサービス向上の観点から事業を効果的に実現するため、指定管理者制度の活用を検討してきたところでございます。これらを踏まえ、機を逸することなく民間活力を充当して町民の保養施設を活性化、充実させ、効率的な運営を行い、町民サービスを一層向上させていきたいと考え、10月6日に開催をされました、東吾妻町公共施設のあり方検討委員会に指定管理者制度移行を諮問しましたところ、慎重審議をいただき、指定管理者制度への移行すべきとの答申がありました。このことから、早期に指定管理者制度への移行を判断し、平成23年4月の実施を踏まえ、本臨時会へ提案させていただきました。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） おはようございます。

それでは、説明させていただきます。今回の改正に対する主な内容でございますが、指定管理に關しまして指定管理者による管理をできると、そして管理者が行う業務、利用料金の料金制を採用したいということでございます。それとまた、従来条例の中では損害賠償についての規定がなかったものでございますので、今回これを新たに設けるというものでございますのでよろしくお願いいたします。

それでは、皆さんのお手元に新旧対照表があると思いますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

まず、4条でございます。

4条、5条につきましては、これから条ずれになるわけでありまして、まず4条といたしまして、新たに指定管理者による管理ということを加えまして、桔梗館の管理につきましては町長が指定する者にこの指定管理を行わせることができるというものでございます。

続きまして、第5条といたしまして、指定管理者が行う業務ということでございまして、これも条ずれによりまして、新たに新規に入れたものでございまして、ここにありますように指定管理者が次に掲げる業務を行うものとするということでございまして、(1)の桔梗館の使用料の徴収に関する業務から(5)までの業務について行うことができるということにしたものでございます。

続きまして、第6条でございますが、これから条ずれによりまして6条となつてございます。この中の2項といたしまして新たに、「町長が、桔梗館の管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときにつきましては、前項の使用料を当該指定管理者の収入として收受させることができる」という項を設けたものでございます。

次の7条につきましては、条ずれの5条から7条になつたというものでございまして、次の8条につきましても条ずれでございます。

9条では、6条だったものが8条となつたものでございまして、よろしくお願いいたします。

続きまして第9条でございまして、損害賠償ということでございまして、この部分を新たに加えたというものでございまして、第9条といたしまして、「使用者は、桔梗館使用に際し施設及び機械備品等を損傷し、または滅失したときは、町長の定める損害額を賠償しなければならない」ということで、ここで損害賠償についたものを加えたものでございます。

以下、10条以降の条ずれでございますが、旧条例では4条となつていたものをここで条ず

れに伴いまして使用料関係は6条となったものですので、この4条をそれぞれ全部6条に変えたというものでございます。

以上、簡単ではございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

6番、浦野議員。

○6番（浦野政衛君） 今、町長からも担当課長からも詳細な説明を受けたんですが、このあり方検討会の人数はどのくらいで行われたのか。またこの23年度の新年度から指定管理者制度を目指すような方向であります、今実際、空調設備か何かの工事をやっているかと思うのですが、これは老朽化に伴ってやっているものなんだか、それとも指定管理者だれか、応募で経営をやりたいというふうな者を公募して、そのための今回の空調設備の工事なのか、その兼ね合いですね、2点ほどちょっとお伺ひしたいのですが、よろしくお願ひします。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 2点、質問ございまして、そのうち2点目の空調設備の関係につきましてですけれども、これは老朽化に伴う部分もございまして、指定管理に移行するためのものということではございませぬので、これは老朽に伴うということではございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） あり方検討委員会の関係ですけれども、10名の委員さんであります。

これにつきましては、昨年の7月に発足しまして、任期は2年でございまして、どうしても地区代表とかでかわられるという方についてはかわられました。

その方が二、三名、ちょっとはっきりした数字を申し上げられないのですけれども、二、三名の交代といいますか、そういった交代になりますけれども、2年間ということで継続的に行っております。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ほかにございませぬか。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 何点か質問させていただきますけれども、まず、このあづま桔梗館、

指定管理者にするということ、方向として私は何も異論を唱えるものではございません。しかし、今執行部としまして、これを指定管理者にするということについて、青写真としてどのくらいのメリットを持ってやるか、どのようなメリットがあるか、金額的にはどのくらいのあれがあるか、そういうものを多分、多角的多方面から検討なされてこの指定管理者にしようとしていると思うのですけれども、その辺のところをお聞かせ願えますか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 先日の、あり方検討委員会等でもそういった議論がなされました。現在、いわゆる直の運営部門があるものですから、職員が2名、そちらに在駐しております。年間で約2,000万円近い人件費になっております。そういう中で、その1,500万円ぐらいは何とかできるのではないかというような経済効果といいますか、財政効果等を議論をしているところであります。ですから指定管理に出すときに、そういったものをもう少し詰めまして、条件設定をしながら出していきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 人件費の1,500万円、それは多分当然なことだと考えてもそれはあるのですけれども、先日、総務で現地視察を行いまして、つぶさに見させていただきました。その中で、大分、今、空調設備が出ましたけれども、そのほかに大分修理を要すると、緊急にしなければならないような箇所も何か所かあったように私は感じてきたんですけれども、その辺のところはどの程度まで修理改修を行って指定管理にするか、そのような計画を、やらないでそのまま指定管理に渡すんだということもあろうかと思うんですけれども、その辺のところを、もし計画がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 加部議員さんのご質問でございます。

過日総務委員さんに見ていただきましたところで、ある程度指摘されておりました部分等につきまして、本来はきょうまでにある程度の数字を出せばよかったんですけれども、それもすぐ業者のほうに見積もりをお願いをしているところなのでございますけれども、今のところ、まだ具体的な数字が出てきておりませんが、過日見ていただいたときには玄関周りの、何といいますかあれは、屋根といいますか、柱といいますか、あの辺の部分と、あと畳の交換といったような部分で、あまり指定管理に出すときに、こういう言い方はおかしいんですけれども、最低限の部分の修繕をして指定管理のほうに移行していきたいというふうに考えて

おります。

まだ、具体的な数字については少しお待ちいただければ、ある程度の数字はお答えできると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） まだ、何か全然進んでいないような感じに受けるんですけども、4月1日から行うんですよね、指定管理者にするんですよね。あと半年、6カ月にもう入ってきていますね。

その中でまだそのような感じで、これ本当に毎回毎回言われていますが、これが宮仕えなんです。早目早目にしておいたっておくれるというのは、大体の事業なんです。

ですから、もう早急にこれはもし4月1日に本当に行いたいというのであれば、もう今の回答ではなくてまた別の回答が欲しかったんですけども、まあそれはそれとして、これは仕方がないことです。今からでもできないことではないと思いますので、しっかりとこの辺のところは行っていただきたいと思います。

それで、また今に関連しますけれども、そのほか見えないところ、私どもは時間が制約してましたもので見えないところまでは見られなかったんですけども、指定管理者にしました吾妻荘の指定管理者の反省なんですけれども、指定管理者にしました、指定管理者が入りました、これが悪いから直してください、これが悪いから直してください、必ずそれは出てくると思うのです。

その辺のところもありますので、指定管理者にしたらなお、今まで以上に金がかかるというようなことがあっては何もならないという感じも受けますので、その辺のところもしっかりと、ひとつ調査をして事前に行っておいたほうがいかなと私は思いますけれども、その辺の考え、町長、いかがなものでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 加部議員さんのご指摘もごもっともでございます。ご指摘のとおり、当初の目的を達成するようにこれから早急に、4月1日に向けて準備をし、そして検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） お伺いします。

指定管理というのは、サービスの維持、経費を落としてもっとサービス向上、公務員で

き得なかった企業の経営の知恵を駆使してサービス向上しながら税金公金の負担を減ずるといふことであると思ひますが、これを町民の側に立ったときに、町民のメリットといふことで、今雇用がとてゝ大変になつております。

また、桔梗館に勤めてゐる方も、今からでは面接試験を受けてといふ年齢の方も、ちよつと難しいといふ方もいらつしやると思ひますが、町民の中で本当に今雇用が、再雇用、大變になつております。

今、緊急雇用対策をやつてゐる状況の中、指定管理に出すときに一番、町民を全体的に見たときに、今ゐる人を最大限に守るといふことも大切なのではないかと思ひますがいかがでしょう。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員のおつしやるとおりでございます、やはり地域の雇用といふものは最重要なものでありますので、この点につきましては、指定管理者が決定した段階でお互いに協議をいたしまして雇用の問題につきましては確保してまいりたいと思つております。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

7番、角田議員。

○7番（角田美好君） それでは、ちよつと1点だけお伺ひしておきます。

説明の中で、タイムスケジュールといふ部分がなかつたんですけれども、加部議員も質問のあつたとおり、6カ月切つて5カ月弱だと思ふんですけれども、年度がえにするのは恐らく4月1日で指定管理するのは最善の策なんだと思ひますけれども、タイムスケジュールの説明が全くなかつたので詳しい説明がいただければと思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 角田議員のご質問でございます。

本日、この条例をお認めいただければ早急に次の段階に入つていって、来月早々にはホームページ等を通じまして業者のほうの公募に入りたいといふふうを考えております。

ただ、その辺がまだ11月のいつになるかはちよつとわかりませんが、なるべく早い時期にそうやっていきたいといふふうを考えております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 吾妻荘のときにはちゃんとした、本当にタイムスケジュールで全協等に説明があったんですけれども、余りにも遅い進行というかそんな感じなんですけれども、実際に間に合いますか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 間に合わせるようにしたいと思います。

また、吾妻荘のときの例もございますので、それに沿った形のもので持っていきたいと、そして予定とすれば12月の定例会におきまして、ある程度業者を決定をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

14番、佐藤議員。

○14番（佐藤利一君） 指定管理者の移行の前にちょっとお聞きして、そして確認しておきたいことがありますので、ちょっと町長さんをお願いいたします。

というのは、旧東村のときに温泉発掘ですか、当時小野上との協定文書が取り交わしてあると思います。それも、私どもにとっては前々から相手方と話し合っ、あれは外したほうがいいんじゃないかというようなことを、よく端っから同僚同士、話し合ったものなんですけれども、現在、渋川市と我が町との関係がどうなって協定が入っているか、指定管理者が入る前にですね、はっきりしておいたほうがいいと思いますので、ちょっとお聞きいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 協定書の問題につきまして、ちょっと私、不勉強なものですから読んだことはございませんけれども、そのままの状態でおるというふうに認識をしております。

○議長（一場明夫君） 14番、佐藤議員。

○14番（佐藤利一君） この問題につきましては、湯の量ですか、内噴というんですか、その取り決めがあるのですよ、東のほうだけで言いますと、小野上のほうの温泉の量がお湯が減るとか、いろいろな問題で取り交わしたあれがあるかと思うんですけれども、その辺のところ、これからそういうこと、何と申しますか、温泉発掘法か何かで決められているらしいんですけれども、もう少し緩くなっておるんじゃないかと思っておりますので、その辺のところははっきりしておいて、これを渋川市との取り交わしは続くのか、もうこれはいいんじゃないかというふうな、私はそう思うんですけれども、これについては相手方があるのですから。それから温泉ばかりじゃなくて水もあると思うんですよ、吾妻川を挟んで。そのようなこともあるものですから、はっきりしておきたいと思うのですが、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変によいご意見をいただきました。

小野上も合併して渋川市というふうになりました。そのようなことでございますので、お互いにその点につきましては、改めて確認をしていきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○14番（佐藤利一君） しっかりはっきりやっておいてもらったほうがベターじゃないかと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第4、議案第2号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）案について提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに、3,604万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億1,054万5,000円とするものです。

歳入につきましては、9月補正で減額しました、学校給食費3,604万2,000円を追加するものです。

歳出につきましては、財政調整基金積立金に1,662万5,000円を追加しますが、年度末までに必要な事業が発生した場合には、補正でその事業に充当する予定です。また、保健衛生費で中学3年生、高校3年生のインフルエンザワクチン接種に対する補助金88万4,000円、消防費で防火水槽新設補助金333万3,000円、原町中学校耐震補強工事に伴う関連工事費1,520万円をそれぞれ追加補正するものでございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） それでは4ページをお願いしたいと思います。

この事項別明細書で説明していきたいと思っております。

まず歳入です。

先ほど町長が説明しましたように、9月補正で減額をいたしました給食費の雑入を戻すというものであります。これが補正額3,604万2,000円ということになります。

歳出ですが、今回急遽の補正が何点かあります。それを差し引きました補正ということで、総務費の財政調整基金のほうに残を積み立てていくということで、積立額が1,662万5,000円ということになります。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でご

ございますが、インフルエンザワクチン接種補助金88万4,000円の追加のお願いでございます。受験を控えた中学3年生と高校3年生の340人を対象に1人1回2,600円のインフルエンザワクチン接種補助を行い、疾病の発症と重症化の防止をすることを目的に実施するものでございます。

なお、この補助を実施することによって個人負担は1,000円となります。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） お世話になります。

続きまして、9款1項1目消防費、19節負担金、補助及び交付金でございますが、これにつきましては説明欄にありますように、防火水槽の新設補助金の追加333万3,000円のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

内容につきましては、岩下天神区内の防火水槽につきまして、火災シーズンを迎える前ということで地元において、土砂排除等の維持作業を実施した中で、防火水槽本体の老朽化により漏水が甚だしく、その機能を維持できない状況であるということが判明をいたしました。地元としても、モルタルの充填等補修を試みていただきましたが、補修では機能維持は困難と判断し、早急にこれにかわる防火水槽の新設をしたいとの要望により、事業費の3分の2に当たる補助金の補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 続きまして、10款3項3目中学校施設整備費でございますが、原町中学校体育館につきましては、昨年の耐震診断により震度6強から7程度の地震が発生した場合、倒壊または崩壊する危険性が高いと診断されました。

耐震補強工事計画を進めてまいりましたが、この工事に伴いまして更衣室、トイレ等の改修が必要になります。また、2階卓球室の床の改修等とあわせて行うことによりまして、1,520万円の追加をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

11番、上田議員。

○11番（上田 智君） まず、学校給食費の関係ですが、企画課長さんにお伺いしますが、総体的に住民の意識というのはどのようにお考えをいらっしゃるか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 私の回答できる質問ではないと思います。

よろしくをお願いします。

（「では町長で結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのご質問につきましては、給食費の無料化の件でございますでしょうか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○町長（中澤恒喜君） 9月の補正以後、私がさまざまな行事等に出向きましたときに、いただくご意見はやはり非常に期待しておったと、残念であったというふうな声を多く聞いているわけでございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 多分、残念だというふうに思った人たちが、PTAの中には大変多いと思います。そんな中で、今後どのように町長のほうは対応していくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどのお答えのとおり、大変に期待している町民の方々がいらっしゃるわけでございます。これにつきましては、新年度から新たに対応できるような体制で考えておるところでございます。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 新年度と言いますと、多分12月ごろの補正あたりで計上されてくるのだと思いますが、その辺はひとつ、時期を定めた以上はしっかりできるようにやっていただきたいと思います。

続いて、学校教育の関係で耐震制度の関係なんですが、当初は耐震制度で2,800万円ほどですかね、補正というか予算をとったわけなんですが、その後、新たな調査でこういう多額な金額が出てしまったということは、その辺の誤差というのはどのように思っているのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 昨年の予算で2,800万円強繰り越したわけでございますが、この

ときは耐震診断を行ったときに概算工事費ということで出ておりました。その後、この耐震がいかどうかの判定をいただきまして、詳細設計に入ったときに、約1,500万円の外部にかかるということです。

内容といたしましては、耐震の工事をするとところが、大きくなるところが部室等があるところでございまして、現在、軽量ブロックを使っております。これを全部改修することになるわけですが、それに伴いまして、トイレブースだとか棚だとか、そういうものがすべて内装が変わってくるということになりますと、その分の金額がふえたというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 当然、その2,800万円の予算計上したときに、しっかり調査をしたと私は思っているんですが、その後の再調査でこういうふうになったということについては大変遺憾に思うわけですね。なぜ、そこまで目が回らなかったのか、実に、金額そのものを言うわけではないんですが、不愉快なような感じもいたします。ぜひ、調査をするときには必ず最新の情報を持ってやる、または、再調査をやるなりで、またその補充をできるようなやり方があるかと思えます。特に、今回の場合はトイレだとかそういったものの改修工事、こんなのは基本中の基本の調査の対象内だと思いますので、しっかりやっていただけたらというふうに思っています。ぜひ、この金額が多くなるわけなので、今後このようなことがないような方法でやっていただければというふうに思っていますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） おっしゃるとおりだと思いますので、判定委員会にかけられるだけの資料を先につくっていきたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） ぜひ、原町中学校ばかりでなく、ほかの学校施設もあろうかと思えますので、その辺も十分に踏まえて今後対応していただきたいと思えます。

これは、回答は結構です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） インフルエンザの補助金に対してでありますけれども、近隣町村とか、郡内の状況はどういう状況かわかりましたらお願いします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 近隣町村の状況ということでございますが、中之条町、高山村につきましては新聞にありましたように、うちと同じ中学3年生と高校3年生に対する補助、同じ金額が2,600円の補助ということでございます。西部につきましては若干異なっておりまして、1回につき1,000円の補助ということで中学3年生まで、年齢的に1歳とか、6カ月とかゼロ歳というのがあるんですけれども、長野原町につきましては、1歳から中学3年生まで1回につき1,000円、草津町につきましては、6カ月から中学3年生までで1回1,000円で上限2回までということでございます。嬭恋村につきましては、ゼロ歳から中学3年生までということで1回につきまして1,000円の補助ということでございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） ありがとうございます。

次の1点は、防火水槽補助金の関係でありますけれども、町の充足率はどのくらいになっているかお聞きいたしたい。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 現在の町の防火水槽につきましては、約280基程度の防火水槽がございます。防火水槽ということで、離れた何軒もないという集落に防火水槽がないというケースはかなりあると思うんですけれども、本当の充足率と言いますと、そういうところまで精査をしないとちょっと出せないかなと思います。

今の状況はそういうことであります。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 火災が発生しても水が行かない、届かないという場所はなくもないのでしょうか、そういうところの安心・安全という面からも、ぜひ今後計画検討をお願いしたいと思うんです。

それから、ここの防火水槽の補正予算が出てきたことに対して云々ではありませんけれども、計画的にこの事業が進められて当初からあったのかどうか。それともつい最近になってこういうケースが、修繕しようと思ったらだめなんだということなのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 今回につきましては、地元で火災シーズンを迎えるので、表流水

を使っているものですから土砂が堆積するという中で、そういった土砂を排除して貯水量を確保しようということで作業したところ、そういったことで老朽化で水がたまらないような状況が判明したということで、急遽地元から要望があったものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 町長も、急遽その判断を怠りなくして防火水槽新設に至ったんだと思います、ある程度計画性のものでもあると思うんです。こういうケースがほかの地域でもないとも限らないと思うんです。この辺のところも、平等という観点から慎重に検討して事業を進めていただければありがたいなということで、これに対してどうのこうのという私のあれじゃありませんので、そういうことで町長、ひとつご答弁いただいて終わりにいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町民の安心・安全にかかわる大変重要な施設でございますので、今後は町内全域よく各地の状況を調査をいたしまして計画性を持った施工をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

10番、中井議員。

○10番（中井一寿君） 1点をお伺いしたいと思いますけれども、この防火水槽に当たっては、町の規格とすれば40トンの規格だと思いますけれども、500万円という数字はちょっと高いかなと、そんなふうに思います。

それと、この業者の選定、入札とかその辺どうなっているか、ひとつお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 金額の設定でございますが、今現在ある防火水槽と違う場所に新設するという予定になっております。普通の標準設計でいきますと、440万円ぐらいが防火水槽40トンが有蓋ということで考えておるんですけれども、今ある防火水槽の撤去というものも含めて500万円ということで予算計上させていただきました。よろしくお願いいたします。

（「入札等」と呼ぶ者あり）

○総務課長（高橋春彦君） これは補助金ということでございまして、その業者選定であるとか、工事の執行であるとかというものについては地元のほうにお願いをさせていただきます。

ちらへ補助金の申請をしていただいて交付決定の後、地元で工事を施工する、発注するというふうな段取りでございます。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） この防火水槽の件についてでございますが、この補助金要綱によりますと、区が行う新設という形での補助の限定があります。区というのはこういうものが設置できるだけの権限あるいは財務能力、あると思いますか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 区が設置するものに補助するということになっておりますが、本来消防法では、行政が、町が消防水利については整備をするというのが基本だということで考えておりますが、町につきましては、今までこういった形で補助金という形でしてまいりました。

本件につきましては、岩下の天神区というところで、地元の皆さんが補助残の金額を既にご用意をいただいて設置できるので、ぜひ要望したいというような内容になっておりますので、よろしく願いいたします。

（「区にその権限があるかというのが多分答えていないんだと思うんですが」と呼ぶ者あり）

○総務課長（高橋春彦君） 権限といいますか、区として地域を守りたいというような、そのゆえんのもとに区によって防火水槽を設置されるということで、それは可能であると考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 地縁団体として、公民館等々の不動産登記をできることになっております。これは特例で認められました。業者とこういった形で防火水槽というものを請負契約で発注する、これは区というからにおいておいては行政の末端の公人としての立場の話になりますよね。

そのところに3分の2以上の補助金が与えられている、そういうことですよね。区長にその権限が与えてあるんでしょうか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 今、こういう状況の中で、町としましては補助をしてきたということで、区に権限は与えてあるということはないと思いますが、区の防火水槽として設置するということになると思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 総務課長も質問の趣旨があまりよくわかっていないと、業者と請負工事をしなくてはいけない。区としてやらなくてはいけない。個人じゃない。行政区長の名前で恐らくやるんでしょうけれども。

いいですか、そうするとこれは私人として契約するわけじゃないんですよね。区長にその権限がなければおかしいですね。行政区は行政組織の末端ですよ。

そうすると、町からその権限が付与されているという状況がなければ契約は有効に成立しない。どうやって対処するのでしょうか。お答えください。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 今の質問については、ちょっと私のほうで今理解がないといえますか、お答えができないような状況でございます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 基本的な概念が備わっていないからそういうことになる。それならいいでしょう。それはまた後に論議を譲ることにしましょう。

3分の1が区の負担になる。そうするとこの区の負担というのはどうやって捻出するのでしょうか、伺ってみます。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 天神区の話ですと、区民の皆さんからある一定程度の金額を積み立てるような形で捻出をしていただく予定だというふうに聞いております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） うちのほうもかつてそういうことありました、積立金ということで区費とほかに別途積み立ててあります。区費まで含めて行ってます。これは義務として課せられたものなのではないでしょうか、伺っておきましょう。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 防火水槽のその費用につきましては、区の総意によって設置する、それに伴って費用を皆さんで出すというようなことで、区全体の話し合いをされた中で出して積み立てていただいているというふうに理解をしております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうするとどうも義務ではない、任意積み立てだと、寄附行為だと、そんな話になります。現実の問題になりますと、ここなんですよね、このどうにいきますか、山村といえますか、田舎といえますか、隣近所のつき合いを大事にして、恥の文化がその中に底流に走っている。そうするとなかなかノーとは言えない。いいですか、そういう中で積み立ててくださいよ、積み立てたお金が防火水槽の3分の1の中になる。そうすると、総務課長、当初の発言のように行政が本来設置しなくちゃいけない消防水利に、そのものの3分の1の負担を区を通じて個人負担に転嫁している。これ、税外税にならざるを得ない。そういうことが法にのっとったことになるのか、あるいは住民の負担を軽くします、法律でいいですか、施設設備、その修繕費、人件費以外のものは保護者の負担とすると書かれた法律があるのにもかかわらず、給食費の無料化という公約をしてその改正条例までの提案すれば、それは住民の負担を軽くするためだ。この消防水利について、いいですか、同じことなんですよ。本来、行政がやらなくてはいけない。それを言葉巧みに恥の文化を利用しながらノーと言いつらい田舎社会に置いといて、はい、寄附ですよ、そんなことでの費用負担を強いている、この実態をどうやって住民に説明するかということになります。概念、お持ちでしょうか。お答えください、町長、お願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今の話につきましては、やはり防火水槽というものはその地区の重要な施設であり、いざ火事というときには機能する大切なものでございます。

そういうものを各地区でお互いにそういう観念を持ちながら申し合わせでそのようなものをつくっているんだというふうに思っております。

恥の文化ですとか、田舎はそういうものがノーと言いつらいとか、そういうふうな観点のものではないというふうに思っているわけでございます。

そのほうが、その地区の皆様がよく日ごろから目につくものでございまして、その状況を把握するにも迅速に対応ができるということから、そういうものは大変機能的には地域にとってよいものだというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そういうことになってきますとね。

では、実例挙げましょう。これは旧東村で行われたことです。東村時代は、私の知る限り

では全額公費で防火水槽をつくっております。個人の土地をお借りしている場合に、あまり高額ではないんですが土地代も、現実にはもう払われてあります。そうすると、旧東村時代は今の町長の答弁を逆説的に翻訳しますと、あんまりそういったつながりがなくて、みんな行政に任せて、火事起こっても知らんぷりで、そういう村だったという発言になるかと思えます。そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それちょっと、ご質問の趣旨がよく理解できません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それは、はい、そうですというわけにはいかないんですね。

でも、先ほど来の町長の答弁を額面どおりにとるとその逆説はそういうことになります。なぜ、3分の1を負担をしないところは地域の連帯がなっていないところだみたいな形になります。

これ、極論を言いますと、分団もそういう意味で、各集落ごとにかかなりの分団数があります。そうなってくると第5分団、部まで入れると消防車だけで大分の数があります。今度また、消防車の更新のときにその消防車の恩恵を受ける範疇、恐らくは詰所から近いところになりますよね、詰所ごとに決めるのがね。3分の1の負担をしないと消防車は導入しませんよ、そんな話にならざるを得ない。町道の改修をお願いしたら町道の負担がないところは町道の改修をしませんよ、それは地域の問題だから。そんな発想と同じなんですよ。法で、消防水利は自治体がきちっと形で、町づくりの根幹だからということで義務づけられている。それを、いいですか、ノーと言いつらいような状況をうまく借景として利用しながら負担を強いている。これはまさに強いているんだと思いますよ。住民側もそういうシステムになっているということも思いもよらず、1軒あたりはあんまり高額じゃないんです。このシステムはもうやめましょうという提案なんです。町がやらなくてはいけないことはやる。やらなくてもいいことはやらない。だから、給食費の無料化も未来永劫、法が改正されない限りはない、こういうことになるのかと思います。

町長は、自治体は常に適正である。遵法である。6月の議会で発言がありました。9月の議会では、町がやっていることは正しいんだという発言もありました。何か、大分間違っているんだと思います。基本的な考えを根底から再構築すると、その必要性があると思いますが、伺ってみましょう。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大図議員のお話の中に、大変飛躍したような部分もございますけれども、そういうご意見をいただきましたので、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。
（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） ちょっとお待ちください。
質疑の途中ですが、ここで休憩をとります。再開を午前11時10分とします。

（午前11時00分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 単純な質問になりますけれども、歳入の20款5項4目15節、これ、下半期の歳出はございましたか。

○議長（一場明夫君） 給食費に係る部分の下半期の歳出があったかということによろしいですか。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 給食費の支払いということになると思いますが、材料費等は支払いは行われております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それはどこで、どこで歳出を、金を出しましたか。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 歳出予算がありますので、そこから支出をしております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） おかしいですね。9月の定例会でこれを全部マイナスにしたはずですよ。給食費10月1日分から、これは残っているということになると、これはまたうそだったということになるんですよ。そうでしょう。減額を可決したんですから、賛成多数で可決したんですからゼロのはずですよ。10月1日以降のものは。それがあったということはおかしいですよ。どういうことですか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 歳出につきましては、当初予算で満額計上させていただいてございます。歳入につきましては、給食費の半年分につきまして減額をさせていただきましたが、財政調整交付金のほうからというか、一般財源のほうから歳入のほうを入れる形で補正をお願いをいたしました。で、今回それを組み替えるという形で、また歳入で増額をいたしましたので、歳出項目につきましては全然いじってございませんので、支出につきましてはできるということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 最初からそう言ってもらえれば何もなかったのです。

歳出、3款3項3目、この関係、先ほど同僚議員から大分質問がございましたけれども、ほかにはないですね。

○議長（一場明夫君） 加部議員、もう一度お願いします。3款3項3目がちょっと理解できないみたいです。

○15番（加部 浩君） これ、専門家だから3款3項3目って言っているんですよ。これ、1億何何何と言わなきゃわからないんですか。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 10款3項3目の教育費でよろしいですか。

これについては、耐震について今年度原町中学校の工事を行うということでございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） だから、ほかの学校にはこういうものはもうないですね。

こういうことは、またまた補正を頼むというようなことはないですねと聞いているんです。今までやってきたけれど、またこれが出てきた、補正が出てきた、そういうことは再びないでしょうねということを聞いているんです。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 耐震につきましては、公表されているとおり、まだ直す体育館等あります。できるだけ計画的に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 直すところはあるということは、順序とかそういうものはあるんですか。その基準は何ですか。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 前回お世話になりました、耐震について公表を行っておりますが、その中で大まかに前期後期に分けて直していくということで計画を公表しております。基本的には、耐震性の低いものから進めていきたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 耐震性の低いものから。逆じゃないですか。違うかな。私が聞き間違っていたかな。

○議長（一場明夫君） 再度、質問がございますか。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） もう一度言います。確か、私が聞いたのは、今課長は耐震性の低いものから直していくとおっしゃったのですね。これは本会議ですからね、本会議ですから、何だお前つまらないこと言うなあと思われるかもしれませんが、本会議で議事録に残るわけですから、そうなりますと危険なものは後々後回しになってしまうということになるのではないですか。私の解釈、違いますかね。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 耐震化計画について公表しております、耐震化ランクということでA、B、Cに分けております。Aにつきましては、耐震性が高いと思われるということであり、それから、Bが耐震性が比較的高いが補強を要する必要がある。Cにつきましては耐震性が低く補強が必要であるということであり、Cのランクのほうから進めていきたいということでございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） わかりました。全く私の、認識が逆に認識しております、本当に間違った質問をしてしまいまして申しわけございません。訂正をいたします。よろしく願いいたします。

そうしますと、耐震性の高いところというのは原町中学校の体育館、これ体育館ですよ、中学校、その次、2番目、3番目ぐらいまで教えていただけますか。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 耐震性が低い、悪いという方向でよろしいでしょうか。高いほうですか。

（「耐震性が低いほうから」「低いほうからでいいんだよ」と呼ぶ者あり）

○教育課長（角田輝明君） 危険度が高いということですね。体育館で言いますと、東中学校体育館、それから岩島中学校体育館、原町中学校体育館がCランクとなっております。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 1点だけ確認しておきます。

衛生費の関係なのですけれども、今回中・高の受験者に限った補助金ということで説明があったと思うのですけれども、昨年冬、国においても新型インフルエンザで右往左往した部分がありました。そんな中で、この冬は何か寒いと聞いていますので、大流行が危惧された場合には、当然住民から多くの要望が出されると思うのですけれども、そのような対応については協議されたのか伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） インフルエンザが大流行したときには、保健福祉事務所を中心にいろいろ協議はしております。今回につきましても、まだ1回会議はあったのですけれども、9月30日に1回目の、そのインフルエンザの関係の会議が保健福祉事務所のほうでありました。そのときに、そういうふうになった場合の行動等につきまして、今計画をつくっているという段階の説明を受けております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 金額の部分で特にあれなんですけれども、今回2,000円の補助ということですよ。他の町村を聞きますと、2,600円の補助ということで伺ったのですけれども、西部のこと、同僚議員が先ほど聞きましたけれども、1,000円の補助ということで、単価も

下がっているわけなのですけれども、そういった部分でかなりの開きがある中で仮に大流行した場合には、当然子供の全員に受けさせるような方向で、結果的には向くのだと思いますけれども、そういった部分の中で単価設定をされたのかどうか、また伺っておきますけれども。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） インフルエンザのワクチンの単価設定でございますが、郡内統一ということで3,600円ということで単価設定をさせていただいております。吾妻郡内につきましては、3,600円ということで単価の設定がされております。

（「補助の部分で要するに2,000円ですか」と呼ぶ者あり）

○保健福祉課長（先場 宏君） 失礼いたしました。補助金のほうが、東部の高山村と中之条町につきましては、中学3年生と高校3年生限定でございますが、補助額が2,600円で個人負担が1,000円ということでなっております。それとまた、西部のほうにつきましては、中学3年生までが補助額が1,000円ということでございます。本人負担は2,600円になると思うんですけども、議員おっしゃいますように、大流行になったときの対応ということでございますが、それにつきましてはまたそのときには補正等も検討していかなければならないのかなというふうには思っております。今のところ、中学3年生と高校3年生ということでお願いできればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 予防費ということで、しょうがないのかなと思いますけれども、このまま要するに2,600円、一たん出した分を考えると特に、また要望が出たときに単価を下げるという話にはならないのだと思うので伺ったのだけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 今のところ、中学3年生、高校3年生限定で2,600円ということでございまして、今後対象者がふえたときということにつきましては、まだ検討されておきませんので、そういうときになったならば検討していきたいというふうには考えております。2,600円を1,000円にするかということにつきましては、ちょっとこの場では即答できませんので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） この補正予算ですが、先ほど来の町長答弁等々聞いておきますと、何ら進歩がないと、特にその全体の中での位置づけというのが見られず、場当たりの行われている。先ほどの保健福祉課長の答弁なんかその時点になったらまた考えましようみたいな。去年、あれだけ新型インフルエンザが大流行していたと、ことしはどうやってそれを対処してくるのかということになってくる。それは、補助金が出るだけが対処のすべてではないと思うのですよ。あらゆる手だてがあるのだと思うのですが、そのための補正はここに特に上がっていない。もう一度練り直してもらい必要があるのではないかなと思います。

特に、この防火水槽の補助金の話なのですが、これは基本的に地方自治法に対するところの考え方が違い過ぎます。この予算を認めるということは、平成17年、すみません、これ合併が18年だったかな、18年3月27日、規則第34号、規則で町長が定めたものです。改正するのだったら廃止も含めて町長の一存であすにもできる話です。

町長の答弁をこの6月、9月と足しますと、自治体は常に適法なのだ、したがって、自治体の行ってきたことは正しいのだ。そうしますと、この防火水槽の扱い方というのも、これは正しいという論議になります。それは美徳だという表現が、今ありました。我々は町長の規則を否定する権限を持ち合わせていない。どういうわけか。その部分についての、まだ基本条例ができていないからです。つくる必要があると、かねがね主張しているのですが、なかなか進展しないのが現実です。そして、一つだけできるのは、この補正予算を否決すること。それが今議会に課せられた我々の良識がそこに問われるのだと思います。したがって、こういった乱暴な内容についてはなかなか賛同しかねる。議員諸氏においても。この負担というのが段々エスカレートしてくると、さっきも言ったように、消防車を導入するときには負担してくださいよ、公民館をつくるときには負担してくださいよ、今もこれは実はある話です。町道をつくるときには負担してくださいよ。どんどんエスカレートしてくる。それがですね、いいですか、町長が定めた規則で有効になるということならば、大変なことになります。議会の存在は要らなくなってしまう。したがって、皆さんのきちっとした判断を聞かせていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

11番、上田議員。

○11番（上田 智君） インフルエンザの関係なのですけれども、できれば中学、それから高校生の88万8,000円が載っているのですけれども、できれば先ほど大岡議員が言うように、昨年の大流行を考えると、やはりある程度年数的にもっと低年齢からの予算計上をしたほうが、私はよろしいかなんていうふうに思うのですが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） ほかにないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお待ちください。

2番から8番まで起立、お座りください。10番起立、お座りください。12番…。14番、15番から18番起立、お座りください。すみませんでした。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

本件は可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第5、議案第3号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 物品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上

げます。

議案第3号の物品購入契約につきましては、国の合併補助金を活用した電算システム機器改修事業に伴う物品購入契約でございます。

随意契約により、契約金額は、3,141万6,000円、契約の相手方につきましては、栃木県宇都宮市鶴田町1758番地、株式会社TKC、代表取締役副社長、地方公共団体事業部長角一幸でございます。

この事業は、合併前の機器が耐用年数を迎えることによるサーバー、基幹系、情報系、端末機器の一部入れかえによる備品購入であり、合併後に導入した機器、システムとの統一を行い、事務処理の効率化を図るもので、来年1月の稼働を予定しております。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） それでは1枚めくっていただきまして、概要が載っておると思います。ここにありますようにサーバーが7台、運用管理サーバー、全体を管理しているサーバーなのですけれども、いわゆる今、町で行っているいろんな事業といいますか、1階のフロアの仕事が非常に多いのですけれども、住民基本台帳の関係ですとか、税務情報等の関係ですとか、介護保険、国民健康保険、そういったいろんなシステムを動かしております、そういったもののサーバーになります。そういったもののサーバーで5年を経過しているものについての今回の入れかえというような形でサーバー7台、それに関連してウイルス対策用の機器が1台、情報伝送機器が1台、それと端末機、いわゆるパソコン32台、プリンター5台、住基用スキャナー1台、出先機関が多いのですけれども、そういったところにこういったものを新しくしていきたいというようなことでの備品購入になります。

どういったものかと言いますと、まずサーバー等の機器、こういった機器の耐用年数は5年というふうになっています。そういう中で、どうしても5年を経過しているものについては買いかえなりリースがえ等を行います。

今回、買いかえを選択したのは、合併をしまして合併補助金、ご承知のように2億1,000万円ございます。これがまだ残っておりまして、なかなか合併をして年数を経過してきますと、こういった合併補助金をどういったもので使っていけるかというのが非常に難しくなってくるような状況があります。こういった機器、まだ旧吾妻町当時に入れたもので耐用年数

を経過してかえるというようなものというのは、非常にそういった合併補助金を使つての買いかえができるというようなことで、リースですと、当然料率によって5年間ないし3年間というような形で、この金額では買えないものが一応補助金を利用することによって一気に買いかえられるというようなことで、お世話になりたいというように考えております。

随意契約の関係なのですけれども、これにつきましては既存のシステムソフト、それから既存の機器の保守等、いわゆる今行っている、先ほど言ったように住基ネットワークですとか、介護保険に関するシステムの関係ですとか、税に関するシステム、そういったソフト関係からその周辺機器の保守からすべて、今TKCによって行われております。そういうところでサーバーを入れかえるのにも、当然そういったソフトの入れかえ等が発生してきますので、この株式会社TKC以外には契約相手を考えられないということで随意契約を選択させていただいております。

ということで、非常に雑駁で申しわけないのですけれども、機器のそれぞれのものについては、なかなか専門的な機器なものですからうまく説明ができないのですけれども、そういったところでの契約ということでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 今回、随意契約ということで、そうしますとどういう形でこの随意契約が正当化されたか、今の説明では納得しがたいところがあるのもう一度伺ってみたいです。なぜ、随意契約になったのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 随意契約の理由としましては、いわゆる地方自治法の施行令の第167条の2第1項第6号の規定であります。これが、要するにいわゆる現に契約履行中の工事製造又は備品の買入れに直接関係する契約を、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること、いわゆるソフトを導入して使っているということで、いろんな今、我が町ではTKCに委託をしまして、そういった機器のソフトによってやっておるところで、それが継続中である以上はそれに関連したこういった情報機器の入れかえについてはTKC以外には考えられないということで随意契約を選択いたしました。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうなりますと、財務規則の第118条、これはどういう扱いになりま

すか、伺ってみます。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 確かに、財務規則の随意契約第118条のところで、施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約によることというふうにあります。第1項第1号、これちょっと条文を持っていないので申しわけないのですけれども、うちは第6号でということをお願いしているので、ちょっとその条文を比較というか読まないとも私即答ができない部分がございます。よろしくをお願いします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 原則論にいきましょう。TKCからでないと、このものが買えないという話が、今ありました。これは、TKC社製でしょうか。詳細な見積もりをとったんですが、メーカー型番が書いてありません。TKCでこれを製造しますか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） TKCではこういった機器は製造はしておりません。なぜここを選択したかと言いますと、TKCのソフト等が一番動きやすい環境を調べると、これもTKCの協議の中でのお話なのですけれども、そういう中でこういったメーカーのこういった機器との整合性がいいとか、そういったところでTKCなりの選択をすると、そういうところで、今TKCがいわゆる今回の備品購入がそうなのですけれども、富士通ということで富士通のサーバー、それからプロセッサについてはインテル製なのですけれども、それは富士通のプロセッサに入る、CPUといいますか、であるというようなことで、当然その、富士通製のサーバーの中に入っているプロセッサがインテル製であるということでインテル製を選択しております。

それと、パソコンについては先ほども申したように、そういった動きを、確認をとっているTKC、確認をとっている機種というところで富士通を選択しております。そういうことで、メーカーを選択しております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 私らが無知であるからそういうことになるんだと思いますけれども、言っておきますけれども、このEの55シリーズ、これはNECのサーバーにはソニー…ソニーあったかな、私、NECをさわっておるんですが、ちゃんと載っています。ソニー用に開発したのではないのです。全世界共通なのです。それで、基本的にはコンピューターというのは汎用機なのです。いいですか、TKCが選んだ機種でメーカーの、このメーカーのこ

の機種じゃないとこのソフトが動かないというのだったら、それはソフトとは言わないのですよ。そういうところと契約関係に入るべきではない。今は、主にこのハードウェアを構築するという形で導入の承認案件案が上がっています。だから、どんなメーカーのどんな型番でも、その能力さえが満足させればそのソフトが動く、これが汎用なのです。いいですか、それでソフトの運用の仕方を教えてもらおう。これがソフト料です。あの開発したソフト使うのだと、それはそれでしょう。それで、いいですか、今の段階で言うと、伝票1枚切ってもらいにもお金を払っているような状態です。技術料のほかに保守管理料まで払って、それを全部委託でやっていると自分たちのバージョンが上がってこない。いつまでたってもぎゅって握られたままになる。

とりあえず今議題に戻れば、いいですか、これはハードウェアの更新なのです。だから、どのメーカーのものであってもその処理能力と記憶容量が、転送速度が満足するものであれば動くソフトじゃないといけないのですよ。あらゆるものが富士通製になっています。今、導入されているものを見ると。その一つ一つの単価が物すごく高い。これを検討する余地があるや。一たん、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） こういった機器、ハードの機器を導入するに際しては、当然そういったソフト開発業者であり、保守を依頼しているTKCとの協議を行います。そういった助言をいただきながら、富士通製がベストであるというふうなことでうちとすれば、こういった仕様書、いわゆる担当が、こういった機種でいきましょうということで仕様書をつくって、TKCとのいわゆる協議に入っております。先ほどのプロセッサの関係も、確かにほかのソニー製ですとかそういうところにもプロセッサは割とインテル製が多いと思います。ですから、そういう対応はどのメーカーにもするのだとは思いますがけれども富士通のサーバーを選択してそこに入れるということでもあります。これを、じゃあ、違うメーカーでということでございますけれども、今のところ、ぜひこれをお願いしたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） では、総額3,100万円になりますが、一つ一つのこの見積書、これは見積明細書という形になりますね。中には、我々が判断できるものもあります。仮に、ディスプレイを買います。いいですか、17インチのWXGAとありました。今どき、こんなものがその辺で売っているのでしょうか。私、ちょっと心配なのですけれども。最低線で19インチ

ですよ。値段が1万七、八千円からスタートです。私この間、24インチを買いました。3万8,000円でした。格段にグレードの上のものがそのままです。あなた方が買うものは17インチで4万七千何ぼです。第一、こんなもの売っていないでしょう。これが現実なのですよ。

まだまだありますよ。この本体を買うのにこれは既成品だと思しますので、箱だけ、要するに製品として買います型番が入っているので、その中には当然に、CPUもメモリーもハードディスクもみんな入っているのだと思いますが、その解釈で間違いはないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） この明細、大図議員には昨日、明細がいておると思いますので、これを見ていただければわかるようにCPU等も入れかえております。そういった経費は入っております。それと、ディスプレイについては19インチということであります。これも、仕様書をつくる際にはすべて価格等は調査して、ものと価格を調査して計上させていただいております。

（「答えさせてください」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 入っていると答えたようですけども。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、既製品としてすぐに使えるようになっている、その新品なものを買って納入時からCPUをつけかえました。これ、メモリーです、ラムモジュールですから。これをつけかえるのかな。恐らくはつけ足すのでしょうか。と思いますけれどね。でもCPUが変わると基本ブロックが変わるからということもあるかもしれません。それは明細が出てませんのでちょっとわかりません。いいですか、ハードディスクをのせかえるのか、交換するのか、変換構築とありますから、のせかえるのでしょうか。新品のサーバーを買って、そうすると残るのはマザーボードと電源とケースしか残らない。鎮座部は全部乗せかえになる。それ、新品を買ったことにならないでしょう。どっかで使っていた中古が回ってくるのですか。そういうことになるのだと思いますよ、この書き方ですと。いいですか、我々が使っているCPUもさすがゼクソンではないのですが、最近ではLGAが大分進歩しましてすごいのですよ。sixcoreになっているのですよ。使ってみて壊れることは、まずない。そうすると、この更新をしなくても今のコンピューターでも壊れないということも一つの部分がある。それをまず確認しておきます。耐用年数が来たとする。さっき説明がありました。耐用年数が来た場合に、どっから壊れていくのですか。伺っておきましょう。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） その辺の知識はございませんので答えられません。よろしく願いします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると知識がない人がメーカーに言われて、リースが5年だから5年が来たから耐用年数だと言って3,000万円のものを出してまたコンピューターを買う。いいですか、恐らく今もそうだと思います。確認しました、きのう。いいですか、CPUが壊れても大丈夫なのです、2つついているから。1つ壊れたメッセージが出るのです。ハードディスクが壊れても大丈夫なのです。何で。レイドコントローラーで2つ同時に記録しているからです。1つ壊れたら復帰してまたコピーしてできるのです。それがサーバーなのです。我々の使ったコンピューターもそれに似せたようなシステムにはなっています。私もレイドコントローラーを使っています。非常に便利です。最近はだけどもあんまり壊れることがないので、ミラーからストライプにかえました。これが現実の話なのです。壊れたら直せるのです。そうやって使うこともいいのだと思いますよ。3,100万円です。そういう知識を重ねることによって、今回のこの3,100万円じゃ済まないのですね。また次もまた次も出てくるのですよ。いいですか、本当にこれだけのものが必要なのですか。新品のコンピューターを買ったら使わないうちからCPUをかえる、ハードディスクをかえる、メモリーをかえる。だったら新品を買った意味がないでしょう。既存のものを、もう少し既存のコンピューターを、処理能力を速くする。それと、ハードディスクを増設して記憶容量を大きくする。こういう話だったらわかります。何か次元が違う話過ぎて腹立たしくなってくる。いいですか、それと今言っているように、これはハードシステムを構築する話です。どのメーカーのどのコンピューターを買うかということは、そうするとやっぱし競争の中からきちっとしたものを最低価格で求めなくてははいけない。3年前のものを随意契約で買いました。富士通製のコンピューターの、この型番であってもどこの販売店でも売ると思いますよ。TKCじゃないと手に入らないものではないのだと思いますよ。そこのところに、TKCのソフトを入れて、自分たちが運用していくということなのでしょう。今、そっくり丸投げ以上なのです、おんぶにだっこに。何で。全部言いなりだからです。ぎっちり大事なところ握られて、にっちもさっちもいかないのが今の現状でしょう。これを改善する余地ありますか。町長、伺ってみます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見の点は、今後確認をしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 何か、なかなか難しいですね。そういうふうに言いますと。

じゃあ1点、伺います。介護保険サーバー、このサーバー本体になると思いますが、これ大きさどのくらいありますか。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 大きさというのはサイズのことでしょうか。

（「大きさといえばそういうことですね」と呼ぶ者あり）

○企画課長（武藤賢一君） はっきりしたサイズについてはちょっと把握しておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） サーバーですから、昔だったらよいしょとみんなで担ぐほどでもあったのしょうけれど、今は恐らくこんな段ボールにちょっと入って終わりでしょう。本体そのものは、あるいは、それに画面がまた1つついて。ところが、介護保険サーバー、搬入費4万円なのです。段ボール1つ持ってくると4万円、搬入費を払っているのです。いいですか、そのサーバーで、遠くまで行っているのしょうけれども、これサーバーが何台かありますから、同じ列ね。富士通工場現場調査費。TKCの人間が行ったのしょう。TKCの見積もりになっていますから。富士通の工場に調査ですね、サーバー1台当たりです。TKCの職員が富士通にどういう形で調査に行ったか、特注品をつくったふうではないのですね、どうもね。これ調査費は9万4,000円です。各サーバー、みんなのっています。この調査費までが見積もりの中に入っている。USBの、括弧してUSBとあるからケーブルでしょうね、USBケーブル。最近、富士通でUSB3.0を出しましたが、ずっと来ますとこれがケーブル1本が1万1,000円なのです。悪いけれど、けたが2つぐらい上なのです、我々が使うものに比べて。どんなものか、ちょっと見てみたい気はありますね。

まだまだありますよ。一つ一つが高い。これが必要なかと思うほど高い。挙げればきりが無い。こういったものは何もTKCでなくても買えるのですよね。地方自治法あるいは財務規則にきちっとのっとりた中で、競争入札の中で手配するということでしょう。入れたものに対してそれを運営し、どうしてもTKCのソフトが必要ならそこに導入してもらおう。それでその使い方を教えてもらうのしょう。これが我々が行わなくてはならない業務なのです。少なくとも、自治法があって財務規則があるから。テンキー1つまでもTKCから何で買わなくてはいけないのですか。1万1,000円ですね。このノートパソコンが11台ですからテンキーが11台です。ところが、いいですか、これだけのお金を出してもまだテンキーが

ついていないノートパソコンを買っているということはですよ。最近のノートパソコンはみんなテンキーがついていますよ。なぜ。画面がワイドになっているから。どうしてそういう決断ができないのですか。知識がないのですかということですよ。伺っておきましょう。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） そこまでの専門的な知識がないと言われればないのかもしれませんが。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） これは専門でも何でもありません。ノートパソコンを開けたらそこにテンキーがついていれば便利かどうかです。ついていないからテンキーを後で1万1,000円つけているわけですよ。いいですか、USB接続ですよ。つければ自動で認識して上がってきますよ。今、近所の小学生でもそのくらいのことをやっていますよ。いいですか、でも今、新品のノートパソコンを11台買うのですよね。だとしたらテンキーがついていたほうが便利だったのなら、最初からテンキーが、WXGAですよ、ワイド画面なのです。テンキーがついているコンピューターでいいではないですか。富士通製ならそれでも結構でしょう。いいですか、大体、その辺でCore i5が載っているので10万円くらいで売っています。大体そんなものです。プラス・マイナスが3,000円くらい出ると思います。機種によって。いいですか、そういうことで物事が図れている。なぜ、これを高額なものをTKCから随意契約で買うのか、到底理解ができない。もしこれを認めたら大変なことになります。地方自治法から財務規則から全部違反したことになる。議会としての良識の府が疑われるということになります。再提出の用意はありますか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 今回の契約については、ぜひこれをお願いしたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） 大図議員のほうから、いろいろ詳しい説明というか質問はされたので、私としてはその専門的な質問ではございませんけれども、TKCに以前から依存されておる、これはちょっといい意味でも悪い意味でもあるのですけれども、必要性があるものは仕方が

ないなというふうに感じているわけでありましてけれども、ただし、先ほどから大図議員からも質問がございましたけれども、端末機、要するにハードの部分ですね、この部分、どの程度、TKCに頼まなければいけないのか。そしてまたプリンターの部分、この東地区の保育園、幼稚園、小学校、中学校、国保診療所、この部分についても何でTKCに随契でやらなければいけないのか、こういったものについては非常に問題があるのではないかなど、私は思います。そして、これは私個人の話ですけれども、私も会社でいろいろソフトを入れたりとかハードを買ったりとかしますけれども、今、往々としていろんなメーカーのソフトを入れるにしても、そのハードの部分についてはTKCが保守していただけるのか、多分このプリンターの部分とかパソコンの部分というのは、基本的にはTKCがやはり保守はできないと私は思っておりますけれども、その辺だけ確認の意味で、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 保守についてはそのメーカー、メーカーで行っております。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） ありがとうございます。そうだと思います。

それならば、それこそ先ほど大図議員がおっしゃったように、やはりこういった部分、分けられる部分については、ぜひ別発注でお願いしたいというふうに私も思いますし、やはり特殊な部分というのは、やはり仕方ない部分というのはやはり理解できるのですが、やはり分けて発注できる部分については分けるべきだというふうに私は思いますので、その辺をぜひ、今回上程されておりますけれども考えることはできないでしょうか。

お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 今回ののは、ぜひこれをお願いしたいというのが1点と、そういったことについては、今後本当に十分検討していく必要があるというふうに考えております。

きょうの質疑等で、やはりそういったものについては、なぜTKCだけでなければならないのかというところからまず出発して、分けられるものは分けて、いわゆるより同じ性能のものを、より安く購入できるような努力はしていきたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） 大変すばらしい答弁をいただいたのですけれども、今回はこれで認めてほしい、本来であれば、これ取り下げてもらって仕切り直しするというのが、やはり順当

ではなかろうかなというふうに思います。とりあえず質問しても、今回これで認めていただきたいという答弁にしかならないと思いますので、それはそれとして判断をさせていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 2点ばかり簡単に質問いたします。

1点は、5年が過ぎたということを取りかえるということで、これ全機種、全項目は取りかえか、新規に入れるところはあるかないか、それと、これをもし通った場合、いつごろからこれは稼働するか、予定でしょうけれども、その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 概要の一番上にありますように、サーバーで必要なものについて介護保険、アプリケーション、財務会計というふうにありますけれども、耐用年数が来ているのはこれだけです。今あるサーバー、ざっと言いますと、住基のシステムがありますし、後期高齢、それから老人保健、介護保険、税務情報、申告受付支援とか滞納整理のシステムのサーバー等がございます。そういったものと情報系、今回情報系については財務会計なのですけれども、財務会計のほうについては耐用年数は来ているということで、今回のこの7台について耐用年数が来ているのでお願いしたいというお話です。

それと、稼働につきましては1月に稼働できるような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） わかりました。そうしますと、この中でずっといって端末32台が出てくるのですけれども、これで桔梗館が入っているのですね。これはあれですか、4月1日に、先ほど指定管理者にするというようなことで、この辺のところは別にそういうことは全く考えないで入れるということによろしいですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 桔梗館につきましても1月更新で考えておりますので、その後指定管理に入って、そういった端末とか処理の仕方とかいろいろあると思います。いわゆる財務会計、いわゆる支出負担行為、支出命令に関する操作なのですけれども、そういったものは今つながっております。そういったところで利用しているものが耐用年数が来ているので、

一律でかえていきたいというようなことです。4月から当然指定管理等に移行になれば、そういった運営管理の仕方によりそういったものはどうなるかということで、そこで検討していきたいというふうに考えています。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） わかりました。そうしますと、これを入れることによって9月の定例会でも質問しましたけれども、学校の先生方、栄養士の方々へのパソコンの導入というものは現段階でどのようになっていますか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） その件につきましては、今回のこの改修といいますか、新契の更新とは少し話が違う話でして、今回の中には入っておりません。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

4番、5番、6番、7番、8番起立、12番、14、15、16、17、18番起立、お座りください。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

お諮りいたします。本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） これをもって本日の会議を閉じ、平成22年第6回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 零時10分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 中 井 一 寿

署名議員 上 田 智

署名議員 橋 爪 英 夫